

E U の E U D R (森林減少防止に関する規則) の概要



令和 8 年 4 月

【問合せ先（E U プラットフォーム・ブリュッセル事務局）】

https://www.eu.emb-japan.go.jp/itpr_ja/00_000125_00001.html

* 本資料のほか、E U 規制関連の概要資料を掲載しています。

E U D R (EU Deforestation Regulation)

- **E U D R (森林減少防止に関する規則)** は、E U 市民が消費する製品が、世界の森林減少や森林劣化をもたらさないことを確保するためのルール。**森林減少フリーである製品の消費を促進**し、温室効果ガスの排出や世界の生物多様性の損失の削減を目指す。
- 森林減少につながり得る農林産品等 (**対象製品**) を E U 内に供給 (又は E U から輸出) する場合、事業者が行う **デューデリジェンス (DD)** により、当該製品が、①森林減少を伴わないこと (**森林減少フリー要件**) 及び②生産国の関連法規に従って生産されていること (**合法性要件**) を満たすことが確認され、それが **DDステートメント** により証明される必要。
- 23年6月29日に施行。その後、二度の適用延期により、**26年12月30日から適用開始**。

* [E U D R \(森林減少防止に関する規則\) \(2023/1115\)](#) は、**森林減少フリー製品規則** (Regulation on Deforestation-free Products) とも呼ばれる。

【対象製品】

- ①牛、②カカオ、③コーヒー、④アブラヤシ、⑤ゴム、⑥大豆、⑦木材の7製品とこれらの派生製品 (牛肉、チョコレート、パーム油、タイヤ等)

【デューデリジェンス (DD) 】

- 1 **情報収集**：製品の内容、生産地の情報 (地理的位置情報含む)、事業者情報、森林減少を伴わないことを証明する情報、合法性を示す情報を収集・保存
- 2 **リスク評価**：1に基づき、規則への不適合リスクを評価
- 3 **リスク緩和措置**：2の結果リスクありの場合、リスクなしとなるよう措置を実施

目次

1. 成立までの経緯と成立後の改正等	4
2. EUDRの適用（移行期間）	5
3. 対象製品	6
4. 対象事業者	9
4-1. 事業者	10
4-2. 下流事業者・取引業者	11
5. デューデリジェンス（DD）	12
5-1. 情報収集	13
5-2. リスク評価	21
5-3. リスク緩和措置	22
5-4. DDステートメント	23
5-5. DDシステム	25
6. EUDRの運用	26

1. 成立までの経緯と成立後の改正等

【成立までの経緯】

- (2013年 EUTR (EU木材規則) 施行)
- 2019年 12月 欧州委員会による「欧州グリーンディール」発表
- 2020年 9月～12月 欧州委員会による公開協議の実施 (森林減少・劣化対策)
- 2021年 11月 欧州委員会による法案提出
- 2022年 12月 欧州議会とEU理事会による暫定合意 (トリローク合意) が成立
- 2023年 5月16日: EU理事会で採択
- 6月29日: 施行** (24年12月30日 (小規模事業者は25年6月30日) から適用)

【成立後の改正】

- 2024年 12月26日: 改正 (適用開始を1年延期 (25年12月30日から))
- 2025年 12月26日: 改正
- ① **適用開始を更に1年延期 (26年12月30日 (小規模事業者は27年6月30日) から適用)**
 - ② DD義務を簡素化 (DDを行う者を事業者に限定等)
 - ③ 書籍・新聞等の印刷物を対象製品から除外
 - ④ 欧州委員会は、26年4月30日までに簡素化に係る見直しを行い報告

【下位規則】

- 2024年 12月4日: **情報システム**の機能に関する実施規則 (2024/3084)
- 2025年 5月22日: **各国の森林減少リスク分類**に関する実施規則 (2025/1093)

【ガイダンスとFAQ】

- 2024年 10月: 欧州委員会による①ガイダンス文書と②FAQ (修正版) の公表
- 2025年 4月: ①**ガイダンス文書**と②**FAQ**の更新【最新版】

2. EUDRの適用（移行期間）

【1. 全般（2を除く）】

- 施行日（**23年6月29日**）より前に収穫*されたもの ⇒適用なし
- 施行日（**23年6月29日**）以降に収穫*されたもののうち、
 - ① 適用日**より前に上市***（又は輸出）されたもの ⇒適用なし
 - ② 適用日**以降に上市***（又は輸出）されたもの ⇒**適用**

（*牛は、生まれた日）

（**26年12月30日（小規模事業者は27年6月30日））

【2. EUTR（EU木材規則）対象の木材とその派生製品】

- 施行日（**23年6月29日**）より前に伐採されたもののうち、
 - ① 29年12月31日より前に上市***（又は輸出）されたもの ⇒**EUTR適用**
 - ② 29年12月31日以降に上市***（又は輸出）されたもの ⇒**EUDR適用**
- 施行日（**23年6月29日**）以降に伐採されたもののうち、
 - ① 適用日**より前に上市***（又は輸出）されたもの ⇒**EUTR適用**
 - ② 適用日**以降に上市***（又は輸出）されたもの ⇒**EUDR適用**

（**26年12月30日（小規模事業者は27年6月30日））

（***対象産品や対象製品をEU市場に**最初に**供給することで、輸入を含む。）

【[FAQ（1.25及び8.3）](#)、[ガイダンス（3）](#)】

3. 対象製品

【対象製品】（第1条及び附属書1）

- ①牛、②カカオ、③コーヒー、④アブラヤシ、⑤ゴム、⑥大豆、⑦木材の7製品とこれらの派生製品

対象産品 (Commodity)	対象産品の派生製品 (CNコード) (Products) (主なもの)
牛	生きた牛 (0102.21/29)、牛肉 (0201, 0202)、牛革 (4107)
カカオ	カカオ豆 (1801)、チョコレート (1806)
コーヒー	コーヒー (0901)
アブラヤシ	パーム油 (1511)、パーム油かす (2306.60)
ゴム	天然ゴム (4001)、加硫ゴム (4007)、タイヤ (4011, 4012)
大豆	大豆 (1201)、大豆油 (1507)、大豆かす (2304)
木材	木材 (44)、パルプ・紙 (47, 48)、木製家具 (9403.30/40/50/60/91)

* 本表に掲載しているのは対象製品の一例であり、詳細は[附属書1](#)を確認

3. 対象製品（対象外のもの①）

【1. 附属書1に掲載されていない製品】

- 仮に対象製品を含む製品であっても、附属書1に掲載されていない場合は対象外。以下の製品も対象外。
 - ① パーム油を含む石けん（石けんは対象外）
 - ② 革張りの車用シート（車用シートは対象外）
 - ③ 天然ゴムタイヤを装着した自動車（自動車は対象外）

[【FAQ \(2.1\)】](#)

【2. 附属書1記載の製品であっても対象7製品を含まないもの】

- 附属書1のCNコードに“ex”と付されている場合、当該CNコードに含まれ得る製品の一部が対象。
 - ① 例えば、“9401”（腰掛け（寝台として兼用することができるものに限るものとし、庭園用のもの及びキャンプ装具用のものを除く。））には、木材以外の原材料で作られた腰掛けも含まれ得るが、それらは対象外。規則の対象製品は木製のもののみ。
 - ② 例えば、“4011”（ゴム製の空気タイヤ（新品のものに限る。））には、合成ゴムと天然ゴムを混ぜて作られた製品も含まれ得るが、事業者は、天然ゴム成分のみについてデューデリジェンスの実施が必要。

[【FAQ \(2.2\)】](#)

3. 対象製品（対象外のもの②）

【3. 梱包に使用される木製製品】

- 他の製品の梱包・包装に用いられる製品は対象外。
 - ① 例えば、“4415”（木製包装容器）について、それ自体製品（すなわち、単体の梱包材料）として市場に出荷・輸出されるもの（木製ケース等）は、対象。
 - ② 他方、他の製品を「保護・運搬」するための梱包材としてのみ使用されるものは対象外。

【 [FAQ \(2.5\)](#) 】

【4. 中古品】

- 製品としてのライフサイクルを終えて中古品として用いられなければ廃棄されてしまうものは、対象外。
- ただし、再生紙は、通常、新品のパルプを一定程度含み、全てが再生材でない限りは規則の対象。

【 [FAQ \(2.7及び2.8\)](#) 】

【5. 竹・竹製品】

- 竹はF A Oによると非木材森林商品であるため、竹及び竹のみから作られた製品は対象外。

【 [FAQ \(2.12\)](#) 】

4. 対象事業者

【対象事業者】（第4～7条）

- ①事業者、②下流事業者、③取引業者（対象製品をEU市場に供給（又はEU域外へ輸出）する者）

- ①「事業者（operator）」：対象製品を**上市する*又は輸出する者**（自然人・法人）で、下流事業者を除く。（第2条第15項） [【FAQ \(3.1\)】](#)
- ②「下流事業者（downstream operator）」：対象製品（DDが行われたものに限る）から製造した別の対象製品を**上市する*又は輸出する者**。（第2条第15b項）
- ③「取引業者（trader）」：**事業者又は下流事業者以外**で、対象製品をEU市場に供給する者。（第2条第17項）
- ④「**零細・小規模一次事業者**（micro or small primary operator）」：**低リスク国**に分類された国に所在し、対象製品を自らの土地・施設で**自ら生産し**、上市する*又は輸出する**事業者**。（第2条第15a項）

（*対象産品や対象製品をEU市場に**最初に**供給することで、輸入を含む。）

- **DDを行い、DDステートメントを提出する必要があるのは、①事業者のみ。**
- 対象製品をEU域外から輸入する場合、EUで当該製品を最初に扱う者（**輸入業者**）が**①事業者に該当**。

4-1. 事業者

【事業者の義務】（第4条）

- 対象製品を上市する（又は輸出する）前に、**DDを行い**、情報システムを通じて管轄当局に**DDステートメントを提出する**。
- 提出後**5年間**、DDステートメントの**記録を保存する**。
- 上市（又は輸出）した対象製品に係る**DDステートメント参照番号**を下流事業者や取引業者に伝達する。

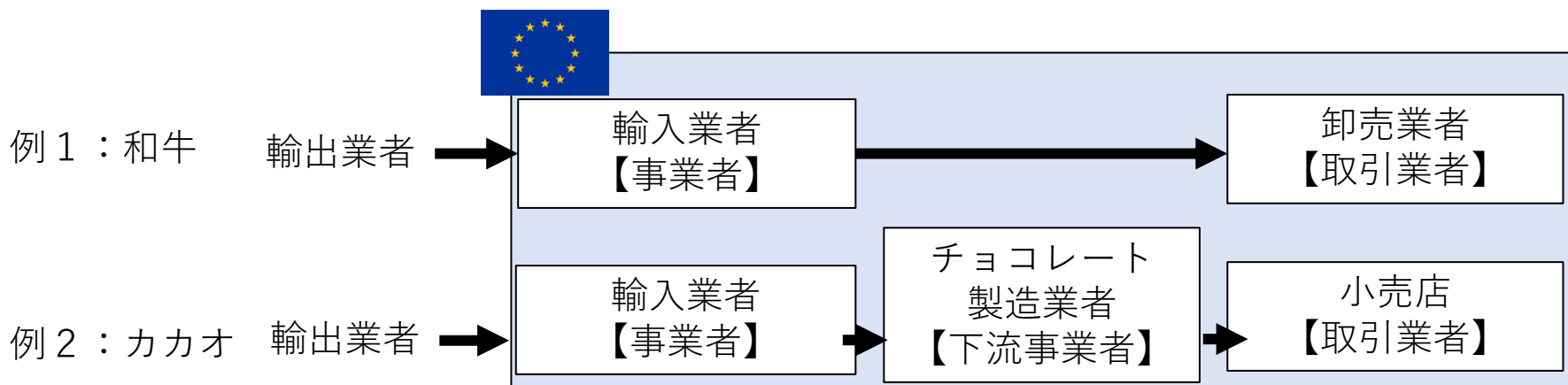
- 対象製品を日本から輸出する場合、EUの輸入業者は**事業者**に該当。
- 事業者は、**規模にかかわらず**、**デューデリジェンス（DD）**を行う必要。
[【FAQ \(3.4及び3.5\)】](#)
- **零細・小規模一次事業者**は、**DDステートメントの代わりに、簡易な宣言を一度だけ**行えばよい。（その場合、下流事業者や取引業者には簡易宣言番号を伝達。）
- 事業者は、**DDステートメント（又は簡易な宣言）の提出を代理人（業者）に委任**できる。
- 自然人又は零細法人の事業者は、対象製品の直接の供給先の下流事業者又は取引業者（自然人又は零細法人ではない場合に限る）を代理業者とすることができる。

4-2. 下流事業者・取引業者

【下流事業者・取引業者の義務】（第5条）

- 対象製品について、その供給元及び供給先の各事業者等に関する情報を収集し、対象製品の供給後**5年間**、それらを**保存する**。
- 対象製品の供給元が①事業者の場合に限り、**DDステートメント参照番号**を受け取り、**5年間保存**する。

- 対象製品の供給元・供給先の各事業者等の名称、登録商標、住所、メールアドレス等を収集・保存。
- 大企業（SME以外）の場合、対象製品を供給（又は輸出）する前に、**情報システムに登録**する必要。
- DDステートメント参照番号の代わりに簡易宣言番号を受け取った場合は、当該番号を伝達・保存。



5. デューデリジェンス (DD)

【DD】(第8～13条)

- 1 **情報収集**：製品の内容、生産地の情報、事業者情報、森林減少を伴わないことを証明する情報、合法性を示す情報を収集・保存
 - **DDステートメントを作成**
 - **EUの情報システムに提出**。必要に応じてEU各国当局に提出
- 2 **リスク評価**：収集したDD情報に基づき、規則への不適合リスクを評価
- 3 **リスク緩和措置**：リスクありの場合、リスクなしとなるよう措置を実施

- **DDを行うこと**で森林減少フリー要件等を満たすことを確認、**DDステートメント**により要件遵守を証明。
- **低リスク国の場合は、②リスク評価、③リスク緩和措置は不要。** (第13条)
- 事業者は、**DDシステム**を構築し、少なくとも年1回見直す必要。(第12条)
- 大企業(SME以外)の事業者は、毎年、DDシステムとそれに基づき講じた措置を公表する必要。(第12条)
- DDは、同じ土地の生産物であっても、上市(輸出)の都度、繰り返し行う必要。
[【FAQ \(1.13\)】](#)

5-1. 情報収集

【情報収集】（第9条）

● 対象製品が森林減少フリー要件等を満たすことを確認するために必要な情報を収集。

- 事業者は、対象製品について以下の情報を収集し、当該製品の提供後 **5年間保存** する必要。
- ① 製品名を含む製品情報、数量
 - ② 生産国
 - ③ **地理的位置情報**
 - ④ 対象製品の供給元・供給先の企業・個人の名称、住所、メールアドレス
 - ⑤ 対象製品が森林減少フリーであることについて、十分に決定的かつ検証可能な情報 **【森林減少フリー要件確認】**
 - ⑥ 対象製品が生産国の関連法規に基づいて生産されたことについて、十分に決定的かつ検証可能な情報 **【合法性要件確認】**

* 数量は、対象製品が上市（輸入を含む）（又は輸出）される場合、原則キログラム単位で表示。

5 - 1. 情報収集（地理的位置情報①）

【地理的位置情報（geolocation）】（第9条第1項d）

①対象産品（7産品）が生産された**全ての土地区画の地理的位置情報**

✓ 複数の土地区画*で生産されている場合はそれら全ての情報

（*牛とその派生製品の場合、その牛が飼育されていた施設（生まれてからと殺されるまでの全ての施設））

②生産日（収穫日）・生産期間

➤ 対象産品が生産された土地区画に、森林減少（木材の場合は森林劣化含む）が1つでもある場合、当該対象産品とその派生製品のEU市場への上市又は輸出を自動的に不適格とする。

➤ 地理的位置情報は、以下の方法で提供。

① **土地区画4 ha以上** ⇒ **ポリゴン**（6桁の緯度・経度による区画周囲情報）

*ポリゴンは土地区画（1つの不動産単位）毎に必要な

② **土地区画4 ha未満** ⇒ ポリゴン又はある1点の6桁の緯度・経度情報

③ **牛の飼育施設** ⇒ ある1点の6桁の緯度・経度情報

[【FAQ \(1.1及び1.8\)】](#)

5 - 1. 情報収集（地理的位置情報②）

1. バルク商品の場合

- 積荷毎に全ての原料（対象製品）が森林減少（・劣化）と無関係である必要。
- 生産地が不明な商品が紛れ込んでしまったらEUへの上市不可。【[FAQ \(1.3\)](#)】

2. サイロで複数産地の対象製品が混合される場合

- 事業者は、EUに輸出される全ての物品の生産地を申告する必要。
- サイロが最後に空になったとき以降にサイロに入った全ての物品の地理的位置情報が含まれるべき。
- サイロが定期的に空にされない場合、事業者は、生産地が不明な物品が混在しないことが保証されるに十分な期間内にサイロに入った全ての物品の地理的位置情報を申告する必要。例えば、サイロに貯蔵されている商品の一部を取り出す場合、先入れ先出し方式であれば、サイロ容量の最低200%まで、サイロに入った以前の全ての物品の地理的位置情報を申告することで対応できる。
- サイロに入ったX量の物品の生産地を申告すること（XはEU域内に輸出された量）は、原産地不明の製品をEU域内の市場に上市することを禁止するEUDRに違反するため、同規則では認められていない。

【[FAQ \(1.17\)](#)】

5-1. 情報収集（地理的位置情報③）

3. バルク商品の場合のより広い範囲の地理情報の提供

- 事業者は、原産地が完全に特定され、原産地不明品や非適合品との混合がない場合にのみ、地理的位置情報の「過剰」申告を行うことができる。
- バルク商品が、例えば①保管用のサイロ、②輸送船内、③生産工程中の工場など、物流や生産の過程において、複数産地のものが混在している場合、事業者は、全体の一部のみが市場に供給される場合、過剰申告を行うことができる。
- 他方で、（例えば地域や国全体で）過剰な土地区画の申告を目的とするトレーサビリティの実践は、一般的にEUDRに沿わない。

【FAQ [\(1.18\)](#)】

4. 複数の対象製品が含まれる製品の場合

例①：木製家具

- 使用した全ての木材について、地理的位置情報が必要。

【FAQ [\(1.3\)](#)】

例②：パーム油を含むチョコレート

- 附属書1でチョコレートが属する対象製品はカカオであるため、使用した**カカオとその派生製品（ココア粉等）**についてのみ地理的位置情報が必要。

【FAQ [\(1.3\)](#)】

5-1. 情報収集（地理的位置情報④）

5. 牛のエサとなる大豆飼料の扱い

✓ 事業者は飼料もDDを行うべきだが、**飼料自体の地理的位置情報は不要。**

[【FAQ \(1.26.1\)】](#)

【前文39項】

- 本規則の目的を確実に達成するためには、**本規則の適用範囲に含まれる家畜用飼料が森林減少につながらないようにすることが重要。**
- 従って、対象製品を含む飼料で飼養した牛やその派生製品をEU市場に上市する又は輸出する**事業者は、DDシステムの一環として、飼料についても森林減少フリーであることを保証すべき。**
- その場合、**地理的位置情報の要件は、牛が飼養された各施設の地理的位置情報に限定されるべきで、飼料自体の地理的位置情報は要求されるべきではない。**
- ただし、管轄当局が、第三者から提出された裏付けのある懸念に基づく情報を含め、飼料が本規則に適合していないリスクがあるという関連情報を入手し又は知らされた場合、管轄当局は直ちに当該飼料の詳細情報を要求すべき。
- 飼料が供給網の前の段階で既にDDの対象となっている場合、事業者は、関連する請求書、関連するDDステートメント参照番号、又は飼料が森林減少を伴わないことを示すその他の関連文書を証拠として用いるべき。管轄当局の要求に応じて、これらの証拠を提供するよう求められる可能性がある。その証拠は、家畜の一生をカバーするべき（最長5年間）。

5 - 1. 情報収集（森林減少フリー要件①）

【森林減少フリー要件】（第2条第13項）

- 対象製品が、**2020年12月31日以降**に**森林減少**が起きていない**土地**で生産された対象産品である又は当該産品から製造されたものであること
- 木材とその派生製品の場合は、当該木材が、**2020年12月31日以降**に**森林劣化**を**含まない森林**で伐採されていること

「**森林減少**（deforestation）」：人為的か否かを問わず、森林を農業利用に転換すること。（第2条第3項）



森林：0.5ha以上、樹高5m以上、樹冠被覆率10%以上の土地（主に農業利用・都市利用されている土地を除く）（第2条第4項）

農業利用：農業の目的のための土地利用（農業プランテーションや家畜飼育のための土地の利用を含む）（第2条第5項）

5 - 1. 情報収集（森林減少フリー要件②）

- 木材とその派生製品の場合は、**2020年12月31日以降**、①**森林減少**だけでなく、②**森林劣化**についても引き起こしていないことが要件。

[【FAQ \(4.3\)】](#)

「**森林劣化**（forest degradation）」：

- (1) 原生林（Primary forests）が①人工林（planted forests）、②プランテーション（plantation forests）、③その他の木が生えている土地（other wooded land）へ転換すること、又は
- (2) 天然林（Naturally regenerating forests）が①プランテーション（plantation forests）、②その他の木が生えている土地（other wooded land）へ転換すること。（第2条第7項）



- 森林劣化とは、FAO（国連食糧農業機関）が定める、あるカテゴリの森林形態について、その他のカテゴリの森林やその他の木が生えている土地に転換することを言う。
- FAOの森林カテゴリの変更がない限り、①森林伐採や②持続可能な森林管理も可能。

[【FAQ \(4.4,4.5及び4.6\)】](#)

5-1. 情報収集（合法性要件）

【合法性要件】（第2条第40項）

- 対象製品が、生産国において適用される、生産区域の法的地位に関する法令（関連法規）に従って生産されること

- 生産国とは、**対象製品が生産された国**（対象製品から製造された**派生製品の生産国は含まない**）。
- 「関連法規」には、①国内法（関連する二次法を含む）、②国内法に適用される国際法などが含まれる。法律行為は国によって異なり改正される可能性もあるため、規則では個別の法律行為を特定せずに、立法分野のリストを提示。
- 関連法規となるのは、「生産区域」の法的地位に関して適用されるものののみで、生産過程全般やサプライチェーンに関連して適用されるものは含まない。

[【FAQ \(3.3\)、ガイダンス \(6\)】](#)

- 具体的には、以下のような法規が関連する。（第2条第40項）
 - ① 土地利用権
 - ② 環境保護（自然保護法、野生生物保護法等）
 - ③ 森林関連規則
 - ④ 第三者の権利（土地の利用権、用益権等）
 - ⑤ 国際法上の労働者の権利・人権
 - ⑥ 先住民族の権利に関する国連宣言
 - ⑦ 租税、汚職防止、貿易・関税に関する規則

5-2. リスク評価

【リスク評価】（第10条）

- 収集した情報に基づき、対象製品が不適合になるリスクがあるか判断。

- 事業者は、以下の基準を考慮して**リスク評価**を行う必要。また、リスク評価を**文書化し**、少なくとも**年1回、見直す必要**。必要に応じて、管轄当局に提出する必要。
 - ① 生産国のリスク分類（高リスク、標準リスク、低リスク）
 - ② 生産国の森林の存在
 - ③ 生産国の先住民の存在、先住民との誠実な協議・協力等
 - ④ 生産国における森林減少・劣化の蔓延状況
 - ⑤ 情報の出典、信頼性・妥当性、関連文書へのリンク
 - ⑥ 生産国の汚職、不正等の懸念
 - ⑦ 関連供給網の複雑性 等
 - ⑧ **認証や他の第三者検証スキームによる情報を含む本規則への適合に関する補足情報** → **認証制度は、事業者のDDの責任を代替するわけではない。**
[【ガイダンス \(10\)】](#)
- リスク評価の結果、不適合になるリスクがない又はごくわずか（リスクなし）であると明らかになった対象製品は供給（輸出）可能。
- **木材**に関し**FLEGTライセンス***があれば、**合法性要件は満たしたものとみなす。**
（* FLEGT : Forest, Law, Enforcement, Governance and Trade）

5-3. リスク緩和措置

【リスク緩和措置】（第11条）

● リスク評価の結果、リスクなしと判断されなかった場合、**リスクなしの状態にする。**

- 事業者は、リスク評価の結果、リスクがない又はごくわずか（リスクなし）の場合を除き、**リスクなしの状態になるよう、以下の措置**をとる必要。
 - ① **追加情報の要求**
 - ② **第三者による調査・監査の実施**
- 事業者は、以下を含む適切かつバランスの取れた**方針、管理及び手続を整備**する必要。
 - ① モデル・リスク管理プラクティス、報告、記録、内部管理、コンプライアンス管理（大企業（SME）以外の場合は、経営層へのコンプライアンス・オフィサーの設置を含む）
 - ② 大企業（SME以外）の場合は、上記内部方針等を確認する第三者による監査機能
- 事業者は、**リスク緩和措置に関する決定を文書化し、少なくとも年1回、見直す必要**。また、必要に応じて、管轄当局に提出する必要。

5-4. DDステートメント

【DDステートメントの記載事項】（附属書2）

1. 事業者名、住所、EORI番号
2. 対象製品のHSコード、商品説明（商品名含む）、数量
3. 生産国、全ての土地区画の地理的位置情報
4. 「このDDステートメントを提出することにより、事業者は、規則（EU）2023/1115に従ったDDが実施され、当該製品が同規則の第3条（a）*又は（b）**に適合しないリスクがない、または無視できる程度しかないことが判明したことを確認する。」という文言
5. 氏名、役職、署名、署名日

【簡易な宣言の記載事項】（附属書3：零細・小規模一次事業者用）

1. 事業者名、住所、EORI番号
2. 対象製品のHSコード、商品説明（商品名含む）、年間数量（推計）
3. 生産国、全ての土地区画の地理的位置情報又は郵便番号
4. 「この宣言により、零細・小規模一次事業者は、規則（EU）2023/1115に従ったDDを実施し、当該製品が同規則の第3条（a）*又は（b）**に適合しないリスクがない、または無視できる程度しかないことが判明した場合に限り当該製品を供給又は輸出することを確認する。」という文言

（*第3条（a）は、森林減少フリーであること【森林減少フリー要件】）
（*第3条（b）は、関連法規に従って生産されていること【合法性要件】）

5-4. DDステートメント

【DDステートメントの提出頻度】

[【FAQ \(5.19\)】](#)

- **DDステートメントは、複数の出荷を対象とすることができる。**
- このような場合、事業者は、EU市場に上市されるすべての対象製品についてDDが実施され、森林減少フリーであること、合法性要件を満たしていることを確認し、EUDRを遵守していること責任を負わなければならない。
- また、以下の点を考慮しなければならない。
 - ① 全量がDDステートメントでカバーされ、事前に提出されていること
 - ② DDステートメントでカバーされた量が全量上市された後は、追加数量について新しいDDステートメントが必要であること
 - ③ 事業者は第12条第2項で1年に一度、DDシステムを見直すことになっているため、DDステートメントが1年を超えて複数の出荷をカバーすることはできないこと
 - ④ DDステートメントは既に生産された対象製品のみをカバーしていること（これから生産される商品はカバーできないこと）
 - ⑤ DDステートメントのカバー量と実際に上市される量が一致すること
 - ⑥ DDステートメントの地理的位置情報の最大量が25MBであること
 - ⑦ 複数回カバーすると、それだけEUDR非遵守のリスクが上昇すること

5-5. DDシステム

【DDシステムの構築・維持管理等】（第12条）

- DDシステムを構築し、年1回見直し、原則公表。

「**DDシステム**」：対象製品が①森林減少フリー要件及び②合法性要件を満たし、DDステートメント（又は簡易な宣言）が作成されていることを保証するための手続き・措置の枠組み。（第12条第1項）

- 事業者は、**DDシステムを確立し、最新の状態に保つ必要**。
- 事業者は、**DDシステムを、少なくとも年1回、見直す必要**。
- 大企業（SME以外）の事業者は、DD義務を履行するために取った措置を含め、当該事業者のDDシステムについて、**インターネットによる等して、できる限り広く、毎年、公表**（企業サステナビリティ・デューデリジェンス指令（CS3D）に基づくレポートに盛り込むことも可能。 [【FAQ \(5.14\)】](#)）

【公表に含めるべき情報】

- ① 収集した情報の要約
 - ② リスク評価結果、リスク緩和措置、その際に得られた情報及び論拠
 - ③ （該当する場合）先住民、現地住民等との協議プロセスに関する説明
- 事業者は、**DDに関するすべての文書を少なくとも5年間保管**する。期間中は、管轄当局の要請に応じて、当該文書を利用可能にしておく必要。

6. EUDRの運用（ベンチマークシステム：高・標準・低リスク国）

2023年6月29日（**施行日**）：全ての国・地域を「標準リスク」に分類。

2025年5月22日：**実施規則制定**

高リスク及び低リスクの国・地域を公表。**日本は「低リスク」**に分類。

➤ 欧州委員会は、以下の基準により「高リスク」・「低リスク」に該当する国・地域を分類（どちらにも分類されないと「標準リスク」）。（第29条）

- ① **森林減少・劣化の速度**
- ② **対象産品のための農地拡大の速度**
- ③ **対象製品の生産動向**

（以下も考慮に入れることが可能）

- ④ 国連気候変動枠組条約に提出する各国が定める貢献（NDC）における農業分野等の排出・吸収量に関する対象国、NGO等からの情報
- ⑤ 対象国とEU・加盟国との森林減少の対処に関する合意文書等
- ⑥ 対象国の国内法・国内措置
- ⑦ 対象国の情報提供に関する透明性及び先住民の人権保護の法制度
- ⑧ 国連安保理やEU理事会による制裁

「高リスク」：ロシア、ベラルーシ、北朝鮮及びミャンマー

「標準リスク」：ブラジル、アルゼンチン、インドネシア、マレーシア、カンボジア等

「低リスク」：日本、EU各国、米国、中国、インド、韓国、タイ等140カ国

6. EUDRの運用（情報システム）

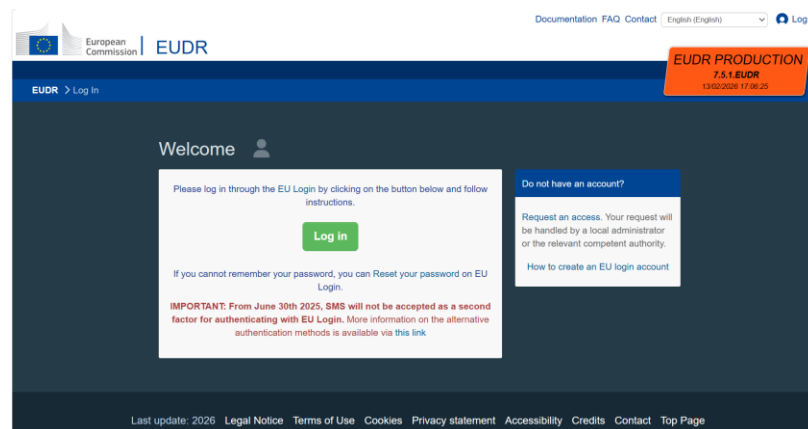
- 欧州委員会は、2024年12月30日までに、DDステートメントを含む**情報システムを構築**。（第33条）

【情報システムの機能】

- ① 事業者等の登録
- ② 大企業（SME以外）の下流事業者・取引業者の登録
- ③ DDステートメント（及び簡易な宣言）の登録（提出した事業者へのDDステートメント参照番号の提供（及び宣言番号の割当て）を含む）
- ④ （可能な場合）地理的位置情報を特定するための関連システムからのデータ変換
- ⑤ DDステートメントの検査結果の登録
- ⑥ EU税関システムとの相互接続（税関システムとの接続に必要なシステムは別途2029年12月1日までに開発）等

【情報システムの[サイト](#)】

*DDステートメントの最大ファイルサイズは25Mb



6. E U D Rの運用（加盟国による検査、罰則）

- E U加盟国の**管轄当局**は、対象事業者及び対象製品の規則遵守を**検査**する必要。
（第16条）

検査対象	対象事業者*	対象製品
高リスク国	最低9%	最低9%
標準リスク国	最低3%	—
低リスク国	最低1%	—

* S M E の下流事業者
と取引業者を除く。

- E U加盟国の**管轄当局**は、**罰則規定**を設ける必要。（第25条）

【罰則の内容】

- ① 環境上の損害及び対象製品の価値に応じた水準の**罰金**
法人の場合、罰金の最高金額は、対象事業者の前会計年度のE U全体の年間総売上の最低4%以上
- ② 非遵守対象製品の没収
- ③ 非遵守対象製品の取引より得た収益の没収
- ④ 最大12ヶ月間の公共調達プロセス、入札、補助金等からの排除
- ⑤ **【重大・繰返し違反の場合】** 対象製品のE U市場への供給の一時禁止
- ⑥ **【重大・繰返し違反の場合】** 低リスク国向けの簡素化D D*の禁止

（*リスク評価及びリスク緩和措置の免除）

6. EUDRの運用（規則見直し）

- 欧州委員会は、**附属書1の対象製品の範囲（CNコード）を見直す委任規則**を採択できる。（第34条第1項）
- **欧州委員会は、2030年6月30日までに（その後5年毎に）、一般見直しを行い、報告書**を欧州議会・EU理事会に提出する。（第34条第3項）

【報告書に含めるべき評価事項】

- ① 追加的な貿易円滑化措置の必要性や実行可能性
- ② 農業者（特に小規模事業者）、先住民等への影響、追加的な支援措置の必要性
- ③ 森林劣化の定義の見直し
- ④ 地理的位置情報を示すポリゴンの利用に関する閾値 等